

別添

I Tを活用した  
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく  
説明義務制度に係る説明実施マニュアル

令和3年1月29日

国土交通省住宅局住宅生産課

## I Tを活用した

### 建築物のエネルギー消費性能の向上のための法律に基づく

### 説明義務制度に係る説明実施マニュアル

## 目次

1. I Tを活用した説明の概要.....	2
2. I Tを活用した説明において建築士が行うべきこと.....	3
(1) I Tを活用した説明の実施において遵守すべき事項 .....	3
(2) I Tを活用した説明の実施において留意すべき事項 .....	8
(3) 個人情報保護法・情報管理に関する対応.....	9
3. I Tを活用した説明で必要とされる I T環境.....	10
(1) 機器について .....	10
(2) インターネット回線について .....	10
(3) ソフトウェア等について .....	11

## 1. I Tを活用した説明の概要

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 27 条において、建築士は、小規模建築物の建築に係る設計を行うときは、当該小規模建築物の建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）への適合性について評価を行うとともに、当該設計の委託をした建築主に対し、評価の結果について、書面を交付して説明しなければならない旨規定されています。

本規定については、対面により説明を実施することのほか、テレビ会議等の I Tを活用して説明を実施することも可能です。ただし、I Tを活用して説明を実施する場合であっても、説明にかかる紛争等を事前に防止するためには、対面により説明を実施する場合と同様に、省エネ基準への適否等が的確に示されることが必要です。

このため、本実施マニュアルでは、I Tを活用して実施する説明を、対面による説明と同様に、建築物省エネ法第 27 条に定める説明として取り扱うために必要となる要件として、以下の 6 つの要件について解説します。また、I Tを活用して説明を実施する上での留意点や必要と考えられる I T環境について解説します。

- ①建築主の意向確認・事前同意
- ②建築主の I T環境の事前確認
- ③説明書の事前送付
- ④ I Tを活用した説明の開始前の建築主の準備の確認
- ⑤建築主の本人確認
- ⑥建築士免許証等の確認

## 2. ITを活用した説明において建築士が行うべきこと

### (1) ITを活用した説明の実施において遵守すべき事項

#### ① 建築主の意向確認・事前同意

建築士又はその補助者は、省エネ基準への適合性等の説明は、対面による方法か、ITを活用した方法か、建築主がその希望・ニーズに応じて適切に選択できるよう、建築主の意向を事前に確認し、ITを活用した方法により実施することの同意を得る必要があります。

意向の確認の手法についての定めはありませんが、トラブル防止の観点から、書面やメール等の記録として残る方法で事前同意を得る必要があります。

#### ② 建築主のIT環境の事前確認

ITを活用した説明では、「その内容を十分に理解できる程度に、映像を視認でき、かつ、音声を聞き取ることができるとともに、双方向でやりとりできる環境において実施していること」が重要となります。

そのため、建築士又はその補助者は、ITを活用した説明の実施に当たっては、ITを活用した説明で求められるやり取りが十分可能なIT環境を、建築主が用意できることを確認する必要があります。なお、具体的なIT機器やサービスに関する仕様等は定めていません。

また、あわせてITを活用した説明を実施する日時を確認します。

表1 建築主のIT環境についての確認項目・内容(例)

確認項目	確認内容
・建築主のIT環境が、建築士が利用を予定するテレビ会議等のソフトウェア等に対応可能であること。	・建築士が利用を予定するテレビ会議等のソフトウェア等に建築主のIT環境が対応していない場合には、ITを活用した説明が実施できないため、建築主が利用を予定する端末やインターネット回線等について確認する。
・建築士が利用を予定するテレビ会議等のソフトウェア等の	・ITを活用した説明で使用するテレビ会議等のソフトウェア等によっては、アカウント等の取得が必要となる場合もあるため、建築士は、

利用に必要なアカウント等 <sup>1</sup> を建築主が有していること（建築士が利用者のアカウントを用意する場合には、確認不要）。	建築主のアカウント等の有無について確認する。
・建築主が「3. ITを活用した説明で必要とされるIT環境」で示す要件を満たす機器等を利用すること。	・建築主の情報ツールが「3. ITを活用した説明で必要とされるIT環境」で示す要件を満たすことを、建築士は確認する。

### ③ 説明書の事前送付

ITを活用した説明は、建築主の手元に、説明を実施する際に交付する書面（建築物省エネ法第27条第1項に規定する書面。以下「説明書」という。）がある状態で行われることが必要です。そのため、建築士又はその補助者は、説明の実施に先立ち、建築主に説明書を書面で事前に送付している必要があります。（電子メール等によりPDF<sup>2</sup>ファイル等による説明書の交付を別途行うことは可能ですが、書面での事前送付が必要です。なお、書面での事前送付は郵送に限りません。）

### ④ ITを活用した説明の開始前の建築主の準備の確認

ITを活用した説明を実施する日時において、建築士又はその補助者は、ITを活用した説明の開始前に、今から建築主が説明書を確認しながら説明を受けることができる状態にあること及びITを活用した説明を実施するためのIT環境が整っているかを確認することが必要です。確認後、建築士は適切なIT環境の下、建築主とテレビ会議等を開始します。

具体的には、建築士又はその補助者はITを活用した説明の実施に際して、以下の確認を行います。

- ・建築主の映像や音声を、建築士側の端末等で確認できること
- ・建築士側の映像や音声を、建築主の端末で確認できること

<sup>1</sup> 例えば、Skype（米Microsoft社の登録商標）やLINE（LINE株式会社の登録商標）のビデオ通話サービス等を利用する場合が該当。

<sup>2</sup> PDFとは、Adobe Systems社によって開発された、電子文書のためのフォーマットのことを指します。

・ 建築主に事前に送付している説明書が、建築主の手元に書面であること

なお、双方の端末が接続していることを確認するためには、あらかじめ、準備の確認・接続の時間を事前に協議して決めておくほか、映像の視認又は音声の聞き取りができない状況が生じた場合の連絡手段として、ITを活用した説明に用いるソフトウェア以外での連絡手段も確保しておくことが考えられます。

表2 端末における表示等に関して建築主に確認する内容（例）

表示内容	確認する内容
建築士又はその補助者が、建築主に確認する内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 建築士側の映像が明瞭に視認できること (例えば、建築士の表情が判別できる等)</li><li>・ 建築士側の映像が動画として視認できること (例えば、静止画の状態が数秒続くことが連続することが生じない等)</li><li>・ 建築士側の音声は明瞭に聞き取れ、内容が判別できること (例えば、建築士の発する音声の意味が判別できる等)</li></ul>
建築士又はその補助者が、自らのIT環境について確認する内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 建築主側の映像が明瞭に視認できること (例えば、建築主の表情が判別できる等)</li><li>・ 建築主側の映像が、動画として視認できること (例えば、静止画の状態が数秒続くことが連続することが生じない等)</li><li>・ 建築主側の音声は明瞭に聞き取れ、内容が判別できること (例えば、建築主の発する音声の意味が判別できる等)</li></ul>

#### ⑤ 建築主の本人確認

建築主本人であることは説明における前提であるため、建築士はITを活用した説明に際し、テレビ会議等の画面上で建築主が本人であることを確認することが必要です。

具体的には、建築士はITを活用した説明の開始前に、テレビ会議等の画面上で公的な身分証明書（運転免許証等）や第三者が発行した身分証（社員証等）で、建築主が本人であることを確認することが考えられます。

#### ⑥ 建築士免許証等の提示

建築士は、I Tを活用した説明の開始前に、テレビ会議等の画面上で建築士免許証等を提示し、建築主が建築士免許証等を視認し、その資格を確認することが必要です。これは、建築士ではない者が説明をすることや、建築士の名義貸しをすることを防止する観点で重要です。

建築士は、建築主のテレビ会議等の画面上に表示されている建築士免許証等の氏名を、建築主に読み上げてもらうこと等により、建築主が視認できていることを確認します。

また、建築士免許証の場合には、建築士は建築主に、建築士の画面上の顔と建築士免許証の写真の顔と比べ、同一人物であることを確認してもらいます。写真付きの建築士免許証を持っていない場合は、例えば、公的な身分証明書（運転免許証等）や、第三者が発行した身分証（社員証等）を併せて提示します。

なお、画面に表示させる建築士免許証等については、顔写真、氏名及び登録番号等で足り、生年月日、本籍地欄については、建築士の個人情報保護の観点から、シールを貼ることも差し支えありません。

#### ⑦ I Tを活用した説明の実施について（省エネ基準への適合性等の説明）

建築士はテレビ会議等を利用してI Tを活用した説明を実施する際には、以下に沿って実施する必要があります。

##### a) 説明を項目ごとに分けて実施

建築士は、説明を項目ごとに分け、その都度建築主の理解度等を確認し、質問の時間を設けるなど配慮することが必要です。また、その際必要に応じて資料の画面共有を中断し、双方で表情を確認しつつ行う必要があります。

##### b) 説明を中断した場合

I Tを活用した説明を実施している途中で、何らかの理由で映像の視認や音声の聞き取りに支障が生じた場合には、建築士はI Tを活用した説明を中断し、その支障となっている原因を把握して、支障がない状況にしてから、I Tを活用した説明を再開してください。

なお、I Tを活用した説明を中断した場合、建築主の希望・ニーズによって、残りの部分を対面による説明に切り替える対応も可能です。

##### c) 説明終了後

建築士は、説明が終わった際に、説明内容に理解できない部分はなかったか、説明

に問題はなかったか、音声や映像が途切れることがなかったか等について、必ず建築主に確認を行い、建築主が適切に理解できるまで説明を行う必要があります。

なお、b)と同様に、建築主の希望・ニーズによって、対面による説明に切り替える対応も可能です。

## (2) ITを活用した説明の実施において留意すべき事項

### ○録画・録音への対応

ITを活用した説明の実施状況について、録画・録音により記録を残すことは、トラブルが発生したときの解決手段として有効と考えられますが、説明には、建築士や建築主の個人情報が含まれている場合がありますので、プライバシーに十分に配慮することが必要です。また、ITを活用した説明の実施の記録については、断片的に記録されたり、編集されたりすることによって、本来実施された内容と異なる記録が残るケースも想定されます。

そのため、建築士は、録画・録音を行う場合には、以下のような対応が適切であると考えられます。

- ・ITを活用した説明の実施中の状況について、録画・録音をする場合には、事前に利用目的を可能な限り明らかにして、建築士と建築主の双方了解のもとで必要な範囲で行う。

なお、建築主側の映像・音声の録画・録音については、建築主のプライバシーに最大限配慮し、原則として避けることとする。

- ・説明の実施途中で、録画・録音をすることが不適切であると判断される情報が含まれる場合（例えば、説明の関係者の機微情報等が含まれる場合等）については、適宜、録画・録音を中断する旨を建築主にも伝え、必要に応じて録画・録音の再開を行う。
- ・建築士が録画・録音により記録を残す場合、建築主の求めに応じて、その複製を提供する。

なお、建築士が取得した録画・録音記録については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に則った管理が必要となり、ITを活用した説明以外で取得した個人情報と併せて、適切な管理を行うことが求められます。

### (3) 個人情報保護法・情報管理に関する対応

I Tを活用した説明の実施によって得た情報の中には建築主等の個人情報が含まれるため、建築士は適切に管理する必要があります。なお、個人情報の取扱いは、

- ・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）

等に基づく必要があります。

建築士が、建築主から、個人情報の利用目的等に関する同意の取得、またはこれに関連する通知・公表等を行っている場合、その効果は建築主のみに生じます。そこで、I Tを活用した説明を実施している際に、例えば建築主以外の方が参加した場合には、その方についても同様に、利用目的等に関する同意の取得や公表等の内容の確認をしてもらうことが求められます。

建築士が取得した録画・録音記録については、建築士が行う個人情報の管理と同様に扱うこととなります。したがって、保存期間についても、原則として他の建築主の情報と同様に対応することとなります。ただし、録画・録音記録を取得する趣旨が、建築主とのトラブル回避が目的である場合には、録画・録音記録を廃棄することで、建築主が不測の損害を被らないよう、留意する必要があります。

なお、録画・録音に関しては、建築主が録画・録音記録の取得を希望する場合があります。また、建築士の承諾を得ないで、建築主が一方的に録画・録音するケースもあります。そのため、事前に建築士から建築主に対し、建築士や建築主等の個人情報が含まれている場合があることから、同意を得ないで録画・録音することは適切ではない旨の説明をすることが望ましいと考えられます。

### 3. I Tを活用した説明で必要とされるI T環境

I Tを活用した説明で必要とされるI T環境については、一定の機能を有していることが求められています。ここではその具体的な考え方について紹介します。

#### (1) 機器について

I Tを活用した説明で用いられるテレビ会議等については、建築士事務所等に設置されたテレビ会議システム、パソコン、タブレット端末等を利用したテレビ会議等、様々な方法によることが想定されます。求められる機能を満たすため、I Tを活用した説明に使用する機器は少なくとも以下の点に留意する必要があります。

##### ① 端末

I Tを活用した説明を実施する端末（パソコン、タブレット端末、スマートフォン）や使用するOSの種類については、特定のものである必要はありません。

また、I Tを活用した説明においては、インターネットに接続して端末を利用する機会が多いため、セキュリティを確保する必要があります。

##### ② 画面・カメラ

I Tを活用した説明において使用するディスプレイ等の画面については、大きさや機能、解像度等について一定の性能が必要となります。特に建築主の画面については、建築士免許証等を確認できることが必要ですので、建築士免許証等に記載されている文字が確認できる程度の大きさや、拡大機能、解像度等が必要です。また、カメラの性能についても同様です。

##### ③ マイク・音響機器

I Tを活用した説明において使用するマイクについては、建築士及び建築主の音声の内容を判別するのに十分な性能を有する必要があります。また、音響機器についても、説明や質問等の内容が判別できる十分な性能を有する必要があります。

#### (2) インターネット回線について

I Tを活用した説明において使用するインターネット回線については、ブロードバンド回線が想定されますが、以下の要件が必要です。

- ・ 建築士及び建築主が動画及び音声を一体的な一連のものとして送受信できること  
（例えば、静止画の状態が数秒続くことが連続することが生じない等）。
- ・ 説明の開始から終了の間、継続して維持できること

### (3) ソフトウェア等について

ITを活用した説明を実施する場合に、テレビ会議等の機能を持つソフトウェアやサービスを利用することが必要となります。いずれのサービスを利用する場合でも双方向でやりとりできるIT環境において実施する必要があります。

表3 ITを活用した説明で利用されるテレビ会議等のサービス（例）

種類	サービスの概要
テレビ会議サービス型 (メッセージングアプリを含む)	テレビ会議の機能を提供するもの。メッセージングアプリの機能として、動画通信サービスが含まれているものも含む。利用に当たっては、アカウント取得や設定等を行う必要がある場合がある。 例： Webex Meetings、Microsoft Teams、Zoom、Skype、Google Meet、LINE、Slack、Chatwork
テレビ電話サービス型	電話の機能として、ビデオ通話サービスを提供するもの。利用者側で行う設定はほとんどない。同じキャリアやサービスを利用する必要がある。最も簡単に利用できる反面、機能も最も限定される。 例： 各キャリア提供テレビ電話サービス、Facetime

- ※ Webex Meetings は米シスコシステムズ社の登録商標
- ※ Microsoft Teams は米 Microsoft 社の登録商標
- ※ Zoom は米 Zoom ビデオコミュニケーションズ社の登録商標
- ※ Skype は米 Microsoft 社の登録商標
- ※ Google Meet は米 Google LLC 社の登録商標
- ※ LINE は LINE 株式会社の登録商標
- ※ Slack は米 Slack 社の登録商標
- ※ Chatwork は Chatwork 株式会社の登録商標
- ※ Facetime は米 Apple 社の登録商標